（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第三条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（消火器） **第四十七条**　次の各号に掲げる自動車には、消火器を備えなければならない。 一～五　（略） 六　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物（Ｌ型輸送物を除き、同条第二項に定めるＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物及びＩＰ－３型輸送物を含む。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条に規定する核燃料輸送物（Ｌ型輸送物を除く。）若しくは同令第十一条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十九条の規定により運送する場合に使用する自動車 七～九　（略） ２　（略）	（消火器） **第四十七条**　次の各号に掲げる自動車には、消火器を備えなければならない。 一～五　（略） 六　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物（Ｌ型輸送物を除き、同条第二項に定めるＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物及びＩＰ－３型輸送物を含む。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条に規定する核燃料輸送物（Ｌ型輸送物を除く。）若しくは同令第十一条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十九条の規定により運送する場合に使用する自動車 七～九　（略） ２　（略）

（自動車事故報告規則の一部改正）

第四条　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。 一～四　（略） 五　自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの イ～ニ　（略） ホ　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第五項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によつて汚染された物 ヘ～ト　（略） 六～十五　（略） 別記様式（第３条関係） （注） (1)～(9)　（略） (10)　「積載危険物等」とは、次に掲げるものであつて事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。 １～４　（略）	（定義） **第二条**　この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。 一～四　（略） 五　自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの イ～ニ　（略） ホ　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第四項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によつて汚染された物 ヘ～ト　（略） 六～十五　（略） 別記様式（第３条関係） （注） (1)～(9)　（略） (10)　「積載危険物等」とは、次に掲げるものであつて事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。 １～４　（略）